

改正

昭和42年 3 月30日 条例第 2 号

昭和46年 3 月26日 条例第11号

昭和48年 3 月26日 条例第11号

昭和49年 3 月28日 条例第11号

昭和50年 3 月27日 条例第 7 号

昭和53年 3 月25日 条例第10号

昭和56年 3 月25日 条例第14号

昭和57年 3 月30日 条例第 9 号

平成 7 年12月27日 条例第31号

平成11年 3 月26日 条例第 7 号

滑川市心身障害児童年金条例

(目的)

第 1 条 この条例は、身体に障害のある児童、知的障害児童及び精神障害児童の保護者に、心身障害児童年金（以下「年金」という。）を支給し、その児童の健全なる育成を助長し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例で「障害児童」とは、3 歳以上義務教育終了までの児童及び生徒であつて、次の各号のいずれかに該当し、国の手当の支給を受けない者をいう。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5 号の 2 に掲げる障害程度が 5 級以上の者
- (2) 富山県療育手帳交付要綱（昭和49年富山県告示第165号）第 2 条の規定に基づき、療育手帳の交付を受けた者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 2 項の規定に基づき、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

2 この条例で「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で障害児童を現に監護する者をいう。

(支給要件)

第3条 本市に引き続き1年以上居住している障害児童の保護者は、この条例の定めるところにより、年金を受けることができる。

2 前項の規定により年金を受けた保護者は、これを監護する児童の健全な育成と福祉のために使用しなければならない。

(受給資格の決定等)

第4条 年金を受ける者（以下これを「年金受給権者」といい、年金を受ける権利を「年金受給権」という。）は、その資格を有する者の申請に基づいて、市長が裁定する。

(年金の額及び支給)

第5条 年金の額は、次のとおりとする。ただし、2以上に該当する障害児童にあつては、その一に係る年金の額とする。

区分	年金額
障害程度が1級又は2級の障害児童	14,500円
療育手帳「A」の障害児童	
精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の障害児童	
障害程度が3級から5級までの障害児童	12,000円
療育手帳「B」の障害児童	
精神障害者保健福祉手帳3級の障害児童	

2 年金は、年金受給権者に支給する。

(年金受給者の特例)

第6条 市長は、年金受給権者が住所不明等のため年金を支給できないときは、年金受給権者に代り児童を監護する者に、その年金を支給することができる。

(受給権の消滅)

第7条 年金の受給権者が、次の各号の一に該当するに至ったとき受給権は消滅する。

- (1) 保護者でなくなつたとき。
- (2) 市内に居住しなくなつたとき。
- (3) 監護する障害児童が死亡したとき。
- (4) 監護する障害児童が第2条に規定する障害児童に該当しなくなつたとき。

(支給の停止)

第8条 市長は、受給権者が第3条第2項及び第10条の規定に違反した場合並びに第11条の規定に

より報告若しくは届出を正当な理由がなく行わなかつた場合は、年金の支給を停止することができる。

- 2 市長は、障害児童が罪を犯す等、年金を支給するに適しないと認めた場合、年金の支給を停止することができる。

(年金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により、年金の支給を受けた者があるときは、その者に支給した年金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(受給権の保護)

第10条 年金の支給を受ける権利は、譲渡又は担保に供することができない。

(報告等の義務)

第11条 市長は、この条例に規定するもののほか、保護者に年金の支給に必要な申告若しくは届出をさせ、又は書類を提出させることができる。

(年金に関する諸手続)

第12条 この条例に規定するもののほか、年金の申請、支給及び資格存否の調査に関する手続、その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

(支給の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、この条例施行の際、現に受給資格のある者が、昭和41年7月31日までに第4条第1項の申請をしたときは、同年4月から年金を支給する。

附 則 (昭和42年条例第2号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第11号)

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年条例第11号)

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年条例第11号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第7号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年条例第10号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第14号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年条例第9号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第31号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第7号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。